

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 有形固定資産の譲渡等に関する税務上の取り扱い

中国製造子会社A社は新製品製造へのシフトに伴い、これまで使用していた機械設備等の有形固定資産を2014年6月と同年12月に2回にわたって中国企業B社に譲渡しました。今回は、有形固定資産の譲渡等に係る増値税、企業所得税の取扱いについて紹介します。

1. 有形固定資産の譲渡に係る増値税の取扱い

中国では物品を販売する場合には、譲渡価額の17%に相当する増値税が課税されますが、2008年12月31日以前に取得した有形固定資産を譲渡した場合に課される増値税については、取得時の仕入税額控除が認められていないため、下表のとおり譲渡時に簡易税率と優遇税率が適用されています。

なお、2014年6月30日以前に譲渡した場合には、4%の簡易税率、かつ50%半減の2%優遇税率が適用されていましたが、2014年7月1日以降に譲渡した場合には、簡易税率が4%から3%に引き下げられたものの、優遇税率は引続き2%に据え置かれました¹。

取得時期	譲渡時期	譲渡に係る増値税額 (譲渡側)	有形固定資産の取得に係る増値 税額仕入税額控除の可否 (取得側)
2008 年 12 月 31 日 以前	2014 年 6 月 30 日 以前	増値税込譲渡価額 ² /1.04*2%	否
	2014 年 7 月 1 日 以降	増値税込譲渡価額/1.03*2%	
2009 年 1 月 1 日 以降	2014 年 6 月 30 日 以前	増値税込譲渡価額/1.17*17%	可
	2014 年 7 月 1 日 以降		

2. 有形固定資産譲渡損に関する企業所得税の取扱い

有形固定資産の譲渡価額がその帳簿価額を下回った場合には、譲渡損が発生します。譲渡損を、企業所得税法上の損金に算入するには、所轄税務署に認可申請を行う必要³があります。この場合、償却済有形固定資産に対しては、一括リスト申告方式による簡便法、それ以外の有形固定資産に対しては、個別特定申告方式を用いた原則法によってそれぞれ認可申請を行い、所轄税務署の認可が下りた時点で、損金算入が可能となります。

お見逃しなく！

2009年1月1日以降取得し、かつ耐用年数を残したままの有形固定資産を帳簿価額で廃棄した場合には、取得時に課される増値税を仕入税額控除できることから、廃棄時において、当該有形固定資産の帳簿価額に対し、17%の増値税を納付しなければならないことに留意すべきです。

また、当該有形固定資産廃棄損を企業所得税法上、損金に算入するには、個別特定申告方式により認可申請を行う必要があります。さらに、その認可申請にあたっては、場合によって所轄税務署から、会計事務所等の専門機関による特定報告書の提出を求められることがあることにも留意すべきです。

¹ 国税函[2009]90号・国家税務総局公告[2014]36号。

² 譲渡価額は公正なる市場価格とされるが、その詳細について特に規定されていないため、実務上、譲渡側と買収側の双方により合意した額が公正なる市場価格とされる。以下同様。

³ 国家税務総局公告[2011]25号。